



山梨県市川三郷町

公共施設等総合管理計画

令和4年3月



市川三郷町

いちかわみさとちょう

平成29年5月策定

令和4年3月改訂



市川三郷町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 4

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状と予測～市川三郷町人口ビジョンより----- 6
- 2. 本町の財政状況 ----- 7
- 3. 公共施設（建築物）の現状 ----- 9
- 4. インフラ施設の状況 ----- 14

III 公共施設等の総合的かつ計画的管理に関する基本的な方針

- 1. 公共施設等の課題 ----- 16
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ----- 17

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性 ----- 22
- 2. インフラ施設の管理に関する基本方針 ----- 40
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ----- 43

V 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 推進体制 ----- 48
- 2. フォローアップ ----- 49
- 3. 情報等の共有と公会計の活用 ----- 49



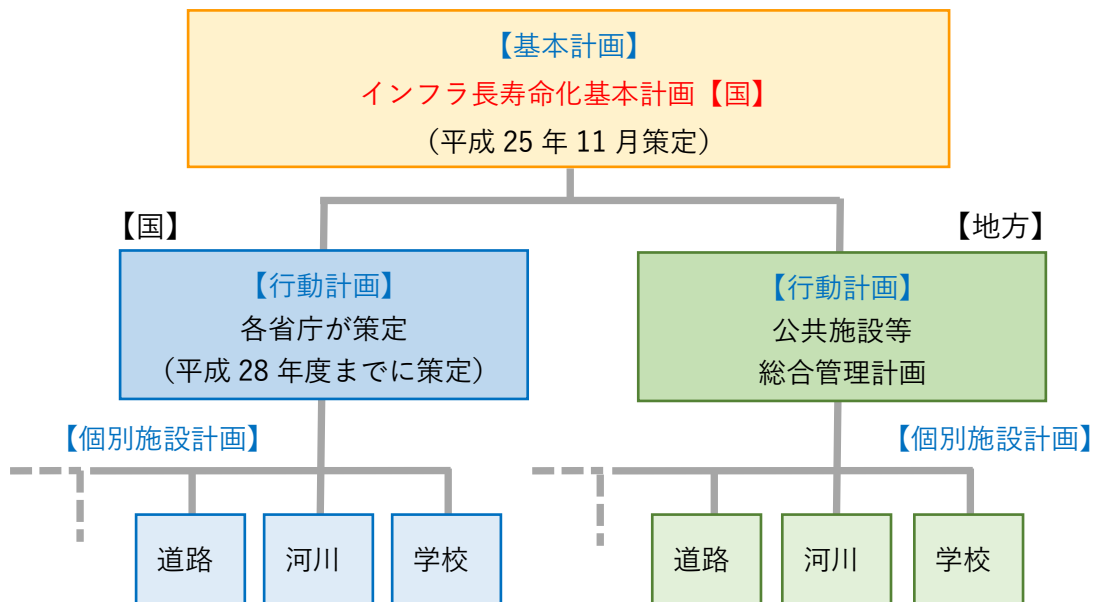
I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省「インフラ長寿命化計画の体系」)

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくことになりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和3年1月26日の総務省通知を踏まえて改訂したものととなります。

なお、通知内の記載すべき必須事項のうち「施設保有量の推移」及び「有形固定資産減価償却率の推移」、「過去に行った対策の実績」については、令和2年度に策定した「市川三郷町公共施設個別計画」の推進及び実行にしたがって、今後の改訂や見直しを行います。(※)

■参考：「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」

(令和3年1月26日付け総財務第6号、総務省自治財政局財務調査課長通知より抜粋)

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間
- ・ 施設保有量
- ・ 現状や課題に関する基本認識
- ・ 過去に行った対策の実績(※)
- ・ 施設保有量の推移(※)
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移(※)

② 維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

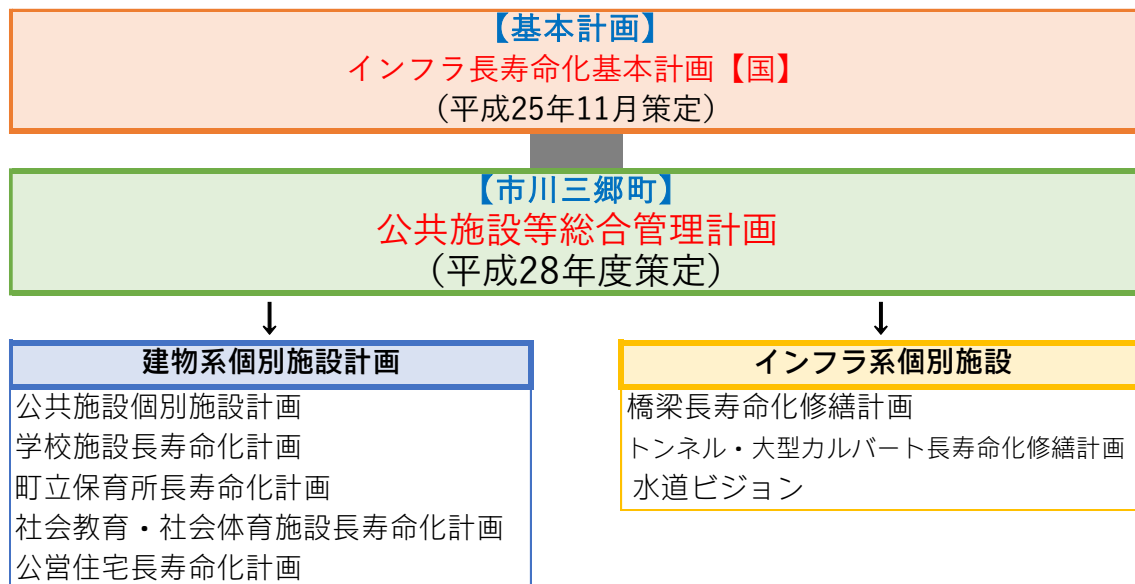
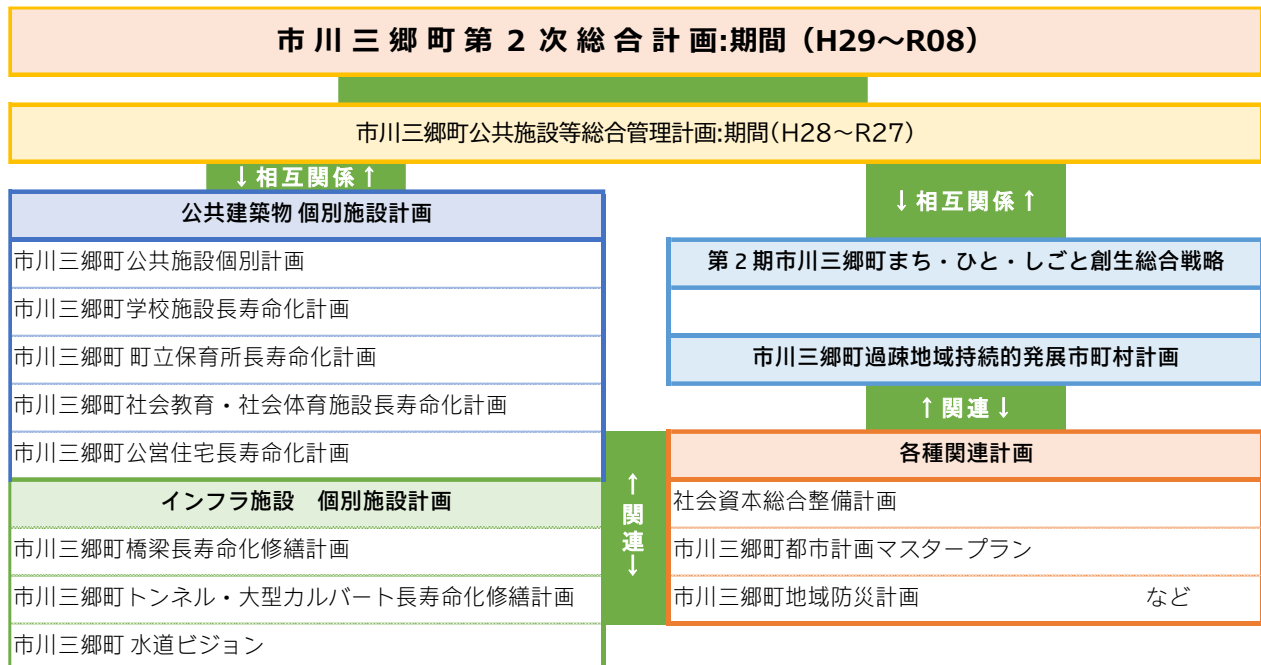
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位に位置付けられる「市川三郷町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



2 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

市川三郷町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ施設を対象とします。公共施設（建築物）については、社会教育系施設、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系などの14の大分類と各大分類と中分類に区分しました。

また、インフラ施設については、道路、橋梁、簡易水道、下水道・農業集落排水・戸別浄化槽の4分類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

公共施設(建築物)の分類			主な施設
公共施設 (建築物)	大分類	中分類	
	A 社会教育系施設	① 博物館等 ② 図書館	歌舞伎文化資料館など 町立図書館
	B 町民文化系施設	① 集会施設 ② その他集会施設	生涯学習センターなど 市川三郷町ふるさと交流センターなど
	C スポーツ・レクリエーション施設	① 体育施設 ② レクリエーション・観光施設	生涯学習センター内体育館など みたまの湯・のっぴいの館
	D 学校教育系施設	① 学校 ② 教員住宅 ③ 給食センター	町内小学校・中学校など 山保教員住宅 三珠学校給食センターなど
	E 子育て支援施設	① 幼稚園・保育所・子ども園 ② その他子育て支援施設	市川富士見保育所など 子ども館優友学童クラブなど
	F 保健・福祉施設	① 高齢者福祉施設 ② 障がい者福祉施設 ③ 保健衛生施設 ④ 健康増進施設	三珠総合福祉センターなど 三珠心身障害者作業所たんぼの家 六郷ふれあいセンターなど 六郷の里 つむぎの湯・いきいきセンターなど
	G 病院施設	① 病院等	市川三郷町国民健康保険診療所
	H 行政系施設	① 庁舎等 ② 消防施設 ③ その他防災施設	役場本庁舎、分庁舎など 各消防分団詰所など 各防災備蓄倉庫
	I 町営住宅	① 公営住宅	町営岩間住宅など
	J 公園	① 都市公園 ② その他公園	市川公園内施設など 富士見ふれあいの森公園内施設など
	K 簡易水道施設	① 取水施設 ② 浄水施設 ③ 配水施設 ④ 送水施設	第3水源取水所など 町屋浄水場など 上野配水池など 下河原送水ポンプ場など
	L 下水道・農業集落排水施設	① 下水道施設 ② 農業集落排水施設	六郷浄化センター 下芦川処理場など
	M 土地改良施設	① 排水機場 ② 揚水機場	各排水機場 各揚水機場
	N その他	① その他	特産品加工施設・各駅トイレなど
インフラ施設	インフラ施設の分類		主な施設
	1 道路		
	2 橋梁		
	3 簡易水道		配水管など工作物
	4 下水道・農業集落排水施設・戸別浄化槽		下水道管きよなど工作物

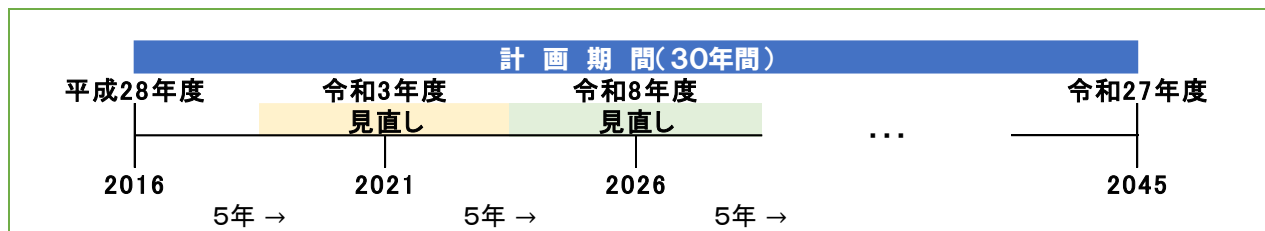
(2) 計画期間

計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 27 年度（2045 年度）までの 30 年間とします。
計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「30 年間」

平成 28 年度（2016 年度）～令和 27 年度（2045 年度）





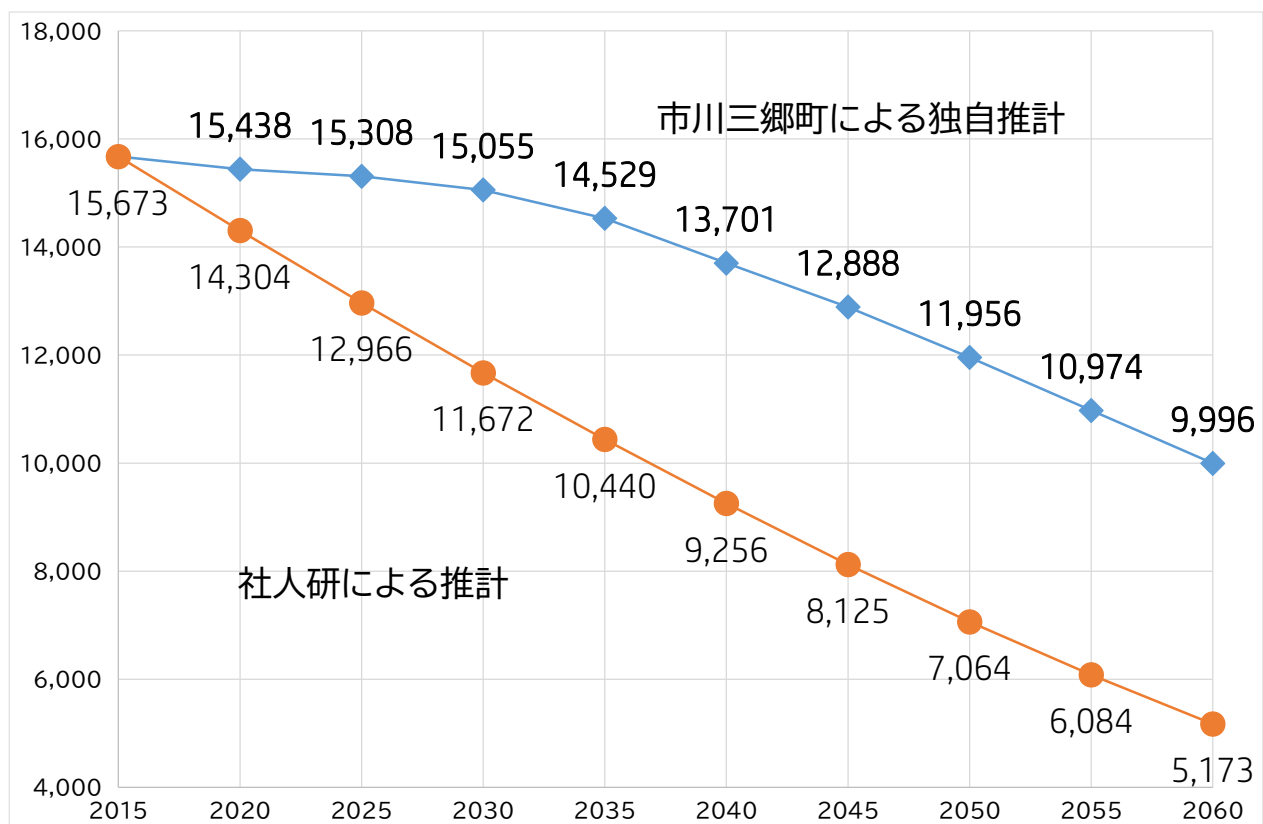
公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～市川三郷町人口ビジョンより

本町の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所推計によると令和 27（2045）年の時点で 8,125 人、令和 42（2060）年には 5,173 人となっています。市川三郷町人口ビジョンでは、本町の総人口を、令和 42（2060）年には 9,996 人と推計し、将来にわたって持続可能な活動を目指すこととしています。

■将来人口の目標値

（単位：人）



※市川三郷町第 2 次人口ビジョンより加工

2. 本町の財政状況

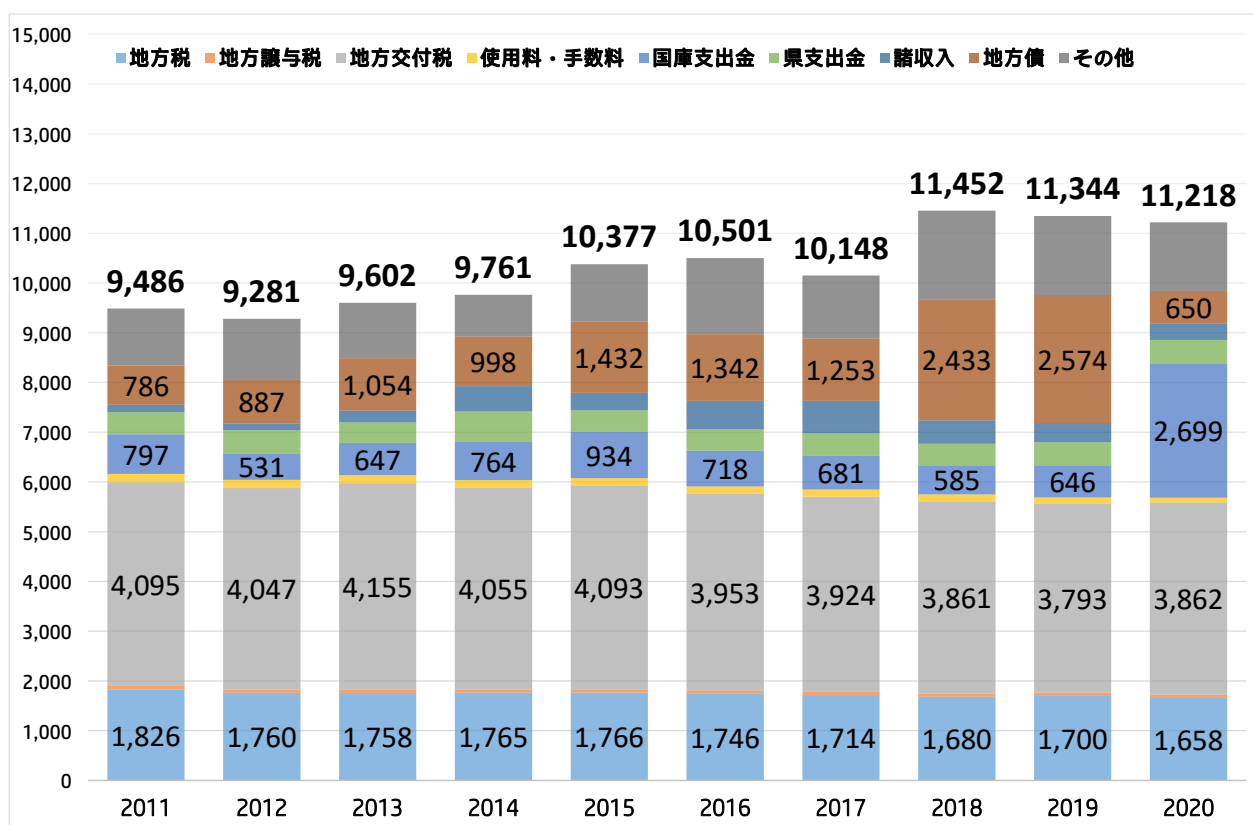
(1) 歳入の状況

一般会計を基に本町の歳入状況の過去 10 年をみると、全体の歳入状況としては、平成 27 (2015) 年度から令和元(2019)年度まで公共施設等の老朽化対策や施設整備のため、地方債の発行が増加傾向となり、結果として歳入総額も増額となっています。また、令和 2(2020)年度がコロナウイルス対策費により国庫補助金が大幅に増加となっています。

一方で地方税(町税)は約 17 億円で推移している一方で、地方交付税は平成 23(2011)年度をピークに減少傾向になっています。

■平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳入の推移

(単位：百万円)



※地方財政状況調査より加工作成

(2) 歳出の状況

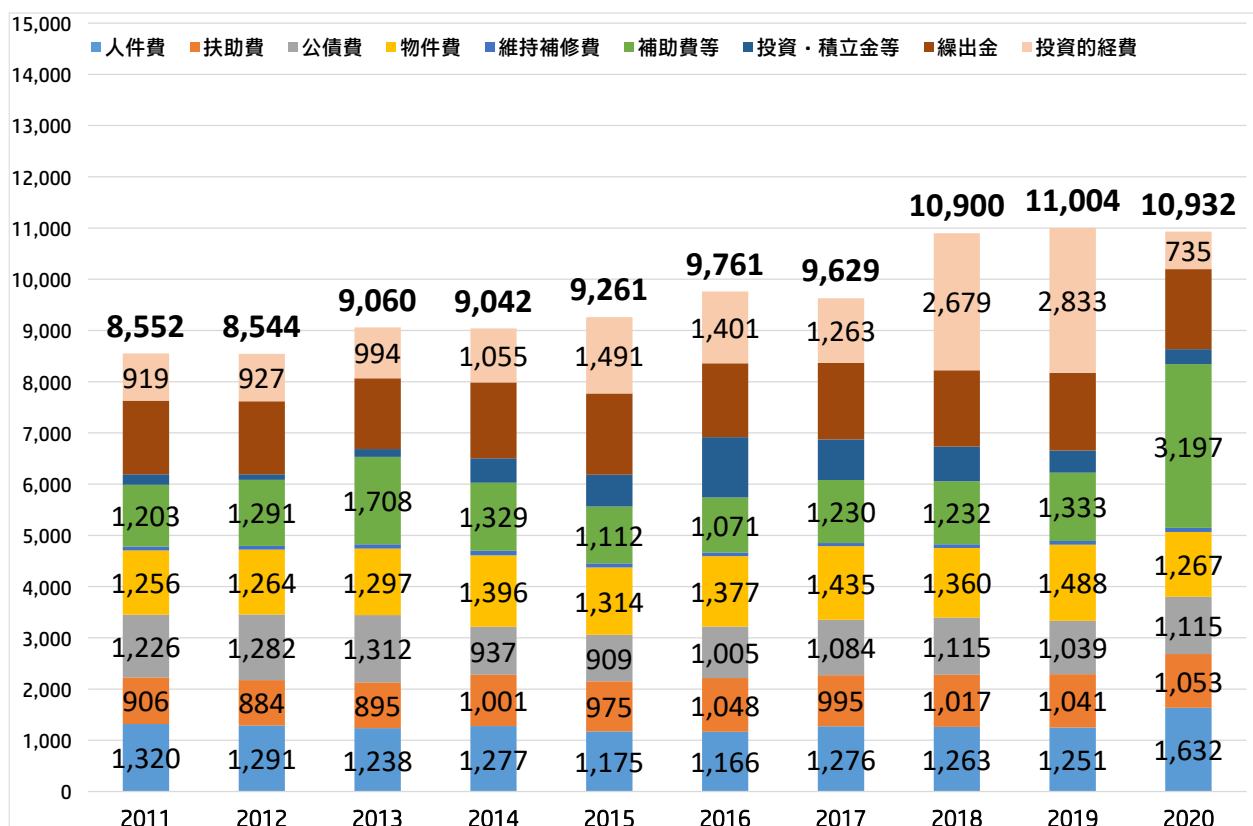
一般会計を基に本町の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、平成 27 (2015) 年度から令和元(2019)年度まで公共施設等の老朽化対策や施設整備のため、投資的経費が増加傾向となり、結果として歳出総額も増額となっています。

公債費は平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度まで減少傾向が続いていましたが、平成 28(2016)年度から増加傾向に転じています。

公債費同様に、人件費及び扶助費についても平成 28(2016)年度から増加傾向となっています。

■平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳出の推移

(単位：百万円)



※地方財政状況調査より加工作成

3. 公共施設（建築物）の状況

（1）市川三郷町の公共施設（建築物）の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和2年度末（令和3年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約10.5万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が32.2%、町営住宅が16.8%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）6.8㎡となっています。

■大分類ごとの施設数・延床面積・人口一人当たり面積

施設分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	割合	人口一人当たり面積(㎡)
A 社会教育系施設	14	31	6,634	6.3%	0.4
B 町民文化系施設	77	78	13,515	12.8%	0.9
C スポーツ・レクリエーション施設	13	13	6,436	6.1%	0.4
D 学校教育系施設	14	34	34,008	32.2%	2.2
E 子育て支援施設	9	9	5,621	5.3%	0.4
F 保健・福祉施設	8	8	5,614	5.3%	0.4
G 病院施設	1	3	549	0.5%	0.0
H 行政系施設	56	81	11,952	11.3%	0.8
I 町営住宅	8	27	17,767	16.8%	1.1
J 公園	8	11	297	0.3%	0.0
K 簡易水道施設	13	13	438	0.4%	0.0
L 下水道施設	4	4	1,277	1.2%	0.1
M 土地改良施設	10	10	1,071	1.0%	0.1
N その他	7	7	285	0.3%	0.0
計	242	329	105,462	100.0%	6.8

※固定資産台帳より作成

※人口は令和3年1月住民基本台帳 15,550人

■中分類ごとの施設数・延床面積

施設分類		施設数	棟数	延床面積(㎡)	割合
A 社会教育系施設	① 博物館等	11	28	5,082	4.8%
	② 図書館	3	3	1,552	1.5%
B 町民文化系施設	① 集会施設	74	75	13,051	12.4%
	② その他集会施設	3	3	464	0.4%
C スポーツ・レクリエーション施設	① 体育施設	12	12	4,910	4.7%
	② レクリエーション・観光施設	1	1	1,527	1.4%
D 学校教育系施設	① 学校	10	30	32,817	31.2%
	② 教員住宅	1	1	81	0.1%
	③ 給食センター	3	3	1,110	1.1%
E 子育て支援施設	① 幼稚園・保育所・子ども園	5	5	3,107	2.9%
	② その他子育て支援施設	4	4	2,514	2.4%
F 保健・福祉施設	① 高齢者福祉施設	3	3	1,621	1.5%
	② 障がい者福祉施設	1	1	120	0.1%
	③ 保健衛生施設	2	2	1,437	1.4%
	④ 健康増進施設	2	2	2,436	2.3%
G 病院施設	① 病院等	1	3	549	0.5%
H 行政系施設	① 庁舎等	3	3	8,829	8.4%
	② 消防施設	12	37	2,026	1.9%
	③ その他防災施設	41	41	1,097	1.0%
I 町営住宅	① 公営住宅	8	27	17,767	16.8%
J 公園	① 都市公園	3	4	226	0.2%
	② その他公園	5	7	71	0.1%
K 簡易水道施設	① 取水施設	4	4	48	0.0%
	② 浄水施設	5	5	243	0.2%
	③ 配水施設	2	2	92	0.1%
	④ 送水施設	2	2	56	0.1%
L 下水道・農業集落排水施設	① 下水道施設	1	1	1,155	1.1%
	② 農業集落排水施設	3	3	122	0.1%
M 土地改良施設	① 排水機場	6	6	915	0.9%
	② 揚水機場	4	4	156	0.1%
N その他	① その他	7	7	285	0.3%
合計		242	329	105,462	100.0%

(2) 公共施設老朽化の状況

① 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数（延床面積）をみると、築 30 年未満の公共施設は全体の 46.7% となっており、築年数 30 年以上の公共施設は 53.3% となっています。

特に築 40 年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち 29.5% を占めています。

■ 大分類による建築経過年数の状況（延べ床面積：㎡）

施設分類	築 10 年 未満	築 10 年以上 20 年未満	築 20 年以上 30 年未満	築 30 年以上 40 年未満	築 40 年 以上	計
A 社会教育系施設	1,299	502	2,865	1,813	154	6,634
B 町民文化系施設	3,056	1,686	2,605	1,629	4,539	13,515
C スポーツ・ レクリエーション施設	2,632	1,527	34	664	1,580	6,436
D 学校教育系施設	326	720	2,453	14,822	15,687	34,008
E 子育て支援施設	1,780	936	537	65	2,302	5,621
F 保健・福祉施設	0	2,436	1,928	0	1,250	5,614
G 病院施設	0	0	549	0	0	549
H 行政系施設	697	6,096	675	4,171	313	11,952
I 町営住宅	727	11,003	0	1,493	4,544	17,767
J 公園	0	0	85	0	212	297
K 簡易水道施設	10	71	247	55	55	438
L 下水道施設	0	83	1,194	0	0	1,277
M 土地改良施設	117	10	157	436	351	1,071
N その他	25	85	86	0	89	285
計	10,670	25,153	13,415	25,147	31,077	105,462
割合	10.1%	23.9%	12.7%	23.8%	29.5%	100.0%

※取得年度不明の施設は築 40 年以上として集計。

■中分類ごとの建築経過年数の状況（延べ床面積：㎡）

施設分類		築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
A 社会教育系施設	① 博物館等	0	250	2,865	1,813	154	5,082
	② 図書館	1,299	253	0	0	0	1,552
B 町民文化系施設	① 集会施設	3,056	1,686	2,513	1,629	4,166	13,051
	② その他集会施設	0	0	92	0	372	464
C スポーツ・レクリエーション施設	① 体育施設	2,632	0	34	664	1,580	4,910
	② レクリエーション・観光施設	0	1,527	0	0	0	1,527
D 学校教育系施設	① 学校	326	720	1,569	14,822	15,380	32,817
	② 教員住宅	0	0	0	0	81	81
	③ 給食センター	0	0	884	0	226	1,110
E 子育て支援施設	① 幼稚園・保育所・子ども園	1,495	556	537	65	453	3,107
	② その他子育て支援施設	285	380	0	0	1,849	2,514
F 保健・福祉施設	① 高齢者福祉施設	0	0	371	0	1,250	1,621
	② 障がい者福祉施設	0	0	120	0	0	120
	③ 保健衛生施設	0	0	1,437	0	0	1,437
	④ 健康増進施設	0	2,436	0	0	0	2,436
G 病院施設	① 病院	0	0	549	0	0	549
H 行政系施設	① 庁舎等	0	5,162	0	3,667	0	8,829
	② 消防施設	307	407	675	504	133	2,026
	③ その他防災施設	391	527	0	0	180	1,097
I 町営住宅	① 公営住宅	727	11,003	0	1,493	4,544	17,767
J 公園	① 都市公園	0	0	56	0	170	226
	② その他公園	0	0	29	0	42	71
K 簡易水道施設	① 取水施設	0	0	26	6	16	48
	② 浄水施設	10	71	130	32	0	243
	③ 配水施設	0	0	92	0	0	92
	④ 送水施設	0	0	0	17	39	56
L 下水道・農業集落排水施設	① 下水道施設	0	0	1,155	0	0	1,155
	② 農業集落排水施設	0	83	39	0	0	122
M 土地改良施設	① 排水機場	117	0	157	436	205	915
	② 揚水機場	0	10	0	0	146	156
N その他	① その他	25	85	86	0	89	285
合計		10,670	25,153	13,415	25,147	31,077	105,462

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 315 億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は 49.9%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■類型別の有形固定資産減価償却率

施設分類	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率	※参考 R01
A 社会教育系施設	2,812	735	26.1%	25.1%
B 町民文化系施設	4,952	1,263	25.5%	24.4%
C スポーツ・レクリエーション施設	2,279	688	30.2%	28.9%
D 学校教育系施設	8,199	6,533	79.7%	77.2%
E 子育て支援施設	1,045	306	29.3%	26.7%
F 保健・福祉施設	1,634	799	48.9%	46.7%
G 病院施設	205	107	52.2%	49.9%
H 行政系施設	3,034	1,596	52.6%	49.8%
I 町営住宅	2,788	915	32.8%	30.5%
J 公園	29	28	96.1%	90.9%
K 簡易水道施設	98	76	77.0%	74.3%
L 下水道施設	1,698	877	51.7%	49.1%
M 土地改良施設	2,626	1,755	66.8%	64.5%
N その他	34	18	51.3%	48.1%
計	31,433	15,696	49.9%	47.9%

※固定資産台帳より集計・算出

4. インフラ施設の状況

(1) 道路・トンネル

市川三郷町が管理している町道は、令和2年度末時点で1級町道28路線が約4.5km、そのうち舗装されている道路は約4.3km(97%)となっています。2級町道31路線約で約2.7km、そのうち舗装されている道路は約2.6km(99%)です。その多くの道路が舗装の標準耐用年数である20年を経過していることから、今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

年々整備及び補修等が進んでいますが、住民の日常生活の安全性や利便性の向上、また、快適な生活環境の確保を図るためにも道路の改良舗装は依然必要であり、合わせて既存道路の二次改修、町道の維持管理に必要も常に必要とされています。

■町道の状況

種類	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
1級町道	45,397	42,707	97%
2級町道	26,652	26,430	99%
その他町道	197,887	153,464	77%
林道(町管理)	8,902	-	-
農道(町管理)	88,909	76,663	86%

本町が管理するトンネルは3基、大型カルバートは1基あります。なお大型カルバートとは、カルバート内の道路が2車線相当以上の幅員を有するものを言います。

鴨狩隧道は1925年の竣工から95年が経過しており、素掘りの部分では岩盤の風化が進み、またコンクリート覆工部分でも老朽化が目立ち、早期に対策が必要な状態と診断されています。

このような状況から、令和元年度に「市川三郷町トンネル・カルバート長寿命化修繕計画」を策定し、今後の修繕・維持管理・長寿命化を推進しています。

名称	竣工年次	延長(m)
割石隧道	1959	114.2
鴨狩隧道	1925	59.3
高田隧道	1975(推定)	22.5
高田隧道(歩道部)	1975(推定)	22.6
矢作上野カルバート	2016	13.3

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は、令和元年度現在で 270 橋架設しています。このうち、「市川三郷町 橋梁長寿命化修繕計画」の対象となっている橋梁 219 架のうち、建設後 50 年を経過する橋梁は、全体の 16%（令和元年度時点）を占めており、令和 21 年には 89%程度に増加する見込みとなっています。

これらの高齢化を迎える橋梁群に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となることが懸念されています。

平成 26 年度に策定、令和元年度に改訂した「市川三郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化及び修繕が進行中となっています。

■全体状況（令和 2 年度）

区分	PC	RC	鋼	複合	BOX	木造	計
橋長 15m以上	5	1	34	1	0	0	41
橋長 2m以上 15m未満	47	140	21	4	16	1	229
計	52	141	55	5	16	1	270

※PC：プレキャストコンクリート RC：鉄筋コンクリート

(3) 簡易水道

本町において 1 上水道事業区域と 8 簡易水道区域があります。そのほか、2 飲料水供給施設（畑熊地区、三帳地区）は地区の管理となっています。

水道事業の開始以降、整備された水道施設が更新時期を迎えています。特に、昭和 50 年代に拡張し、簡易水道事業として開始した地域の水道施設の老朽化が著しい状況となっています。施設の更新時に配水池などの統廃合や規模の適正化の検討を行うとともに、老朽化した管路を耐震管へ布設替える必要があります。

構造物や設備の更新は、令和 2 年度に策定した「市川三郷町水道ビジョン」に基づき更新を行い、構造物は、更新時に耐震化を行う計画となっています。

また、簡易水道事業については、令和 6 年度より地方公営企業法適用の予定です。今後は、整備された固定資産台帳や経営情報を基に経営戦略を作成する予定となっています。

(4) 下水道・農業集落排水・戸別浄化槽

本町の下水道事業は、共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として平成 9 年に供用開始しました。農業集落排水は平成 11 年度、戸別浄化槽は平成 15 年度に供用を開始しています。

下水道事業は、建設開始より 40 年近くとなり、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不明水対策や老朽化対策に向けた準備が必要となります。

簡易水道事業同様、令和 6 年度より地方公営企業法適用の予定です。今後は、整備された固定資産台帳や経営情報を基に経営戦略を作成する予定となっています。

Ⅲ

公共施設等の総合的かつ計画的管理に

関する基本的な方針

1. 公共施設等の課題

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は減少局面に入っており、社人研推計準拠の推計によると、令和 22（2040）年には総人口が 10,000 人を下回るとされています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設等の総量や配置と公共サービスの提供を検討していく必要があります。

また、地区によって人口の増減や少子高齢化の進行状況が異なってくると予測されることから、各地区の特性に応じた対応も重要となります。

(2) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性がでてくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。また、公共施設等の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(3) 公共施設等につけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。

しかし、今後本町においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが見込まれ、また、高齢化が進むことにより社会保障費の増加が見込まれます。

このような状況のもとでは、財政状況は厳しい状況が続き、公共施設等の修繕や更新につけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本町総合計画において、目指すべき将来像を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行なっていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等（建築物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）の推進を検討します。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を検討します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営に努めます。

①住民ニーズへの適切な対応

公共施設は本来、住民の方々に公共サービスを提供するための施設であり、住民ニーズに適合した利用をされてこそ効果を発揮します。そのため、経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえて、公共施設が最大限に有効利用されることを目指します。

公共施設への住民ニーズが変化する場合、建物を増やさずに既存の建物に内装の改修を施して用途を転用したり、複数の機能を盛り込み複合化を図るなど、コストを抑えて住民ニーズの変化に適切に対応していくことを検討します。

②人口減少を見据えた整備更新

今後、人口減少等により現状の施設をすべて維持していくことは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の健全性及び利用性等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

なお、平成28(2016)年度時点で策定した本計画においては、建築物の延床面積の縮減目標を設定していました。しかし、今回の改訂において、本計画の対象施設が増加したことや固定資産台帳を精緻化したことにより、目標の見直しが必要となりました。今後、各個別施設計画の推進を図る一方で、目標について整理を行います。

③公共施設の適正化

本町で現在維持管理する施設は、住民生活に直結しており、行政サービスの提供上必要不可欠な施設が大半であることから、今後は公共施設の経年劣化状況・安全性、利用状況、類似施設の有無、社会環境や住民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進する事で公共施設保有総量の適正化を図ります。

なお、公共施設の総量最適化を図る上で必要となる財源の確保は、各地方債における公共施設最適化・除却・転用債を最大限活用するとともに、各施設の適正な受益者負担額について検討・見直しを行い使用料等の収入面からの適正化を図り、計画的な財源確保に努めます。

④民間活力の活用によるコスト縮減を検討

公共施設等の更新や長寿命化及び管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が可能となることから、民間活力の活用を推進します。施設整備や更新については、PPP/PFI¹などの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

運営については、指定管理や運営委託等を活用し、民間ノウハウを取り入れた管理を推進します。

⑤予防的修繕の実施

公共施設が重大な損傷を受ける前に予防的な修繕を実施することで、公共施設を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（施設の建設から維持管理、解体までにかかる費用）を縮減できるようにします。

⑥SDGsとの関連

SDGs（エスディージーズ。Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されています。

SDGsの理念については、本町の第2次総合戦略や過疎地域持続的発展計画においても連携されているところであり、これらの計画と連携することでSDGs達成に向けた取組を推進することにつながるることとなります。

本計画においても、SDGsの理念や各種計画と連携をもって計画推進を行います。



¹ PPP とは、「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略であり、公民連携を指す。

PFI とは、PPP の代表的な手法の一つであり、「パブリック・ファイナンス・パートナーシップ」の略。公共施設等の設計、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

（２）点検・診断の実施方針

- ・施設の劣化、損傷を早期に発見するとともに施設の健全度を把握するため、日常点検・定期点検・臨時点検を適切に行います。
- ・定期点検は、要領等に定めのある施設はそれに準じて実施します。
- ・日常的な点検はパトロール等により施設の劣化、損傷について実施します。
- ・効率的かつ確実な点検・診断を行うため、点検マニュアルの整備を検討するとともに、実地研修の実施を検討します。
- ・保守・点検・整備の履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かします。
- ・日常点検に町民の力を活用するなど、町民との協働による点検診断等の実施を目指します。

（３）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期的な点検及び日常的な点検による状態の把握を行い、適切な維持管理を行います。
- ・これまでの「事後保全型」から「予防保全型」へと転換し、計画的な維持修繕を行います。
- ・修繕・更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図ります。また、省エネルギーへの改善に配慮します。
- ・更新時には PPP/PFI も含め、最も効率的・効果的な運営手法の検討を行います。
- ・役割や機能、特性に合わせた修繕、更新の実施時期や最適な対策方法を取り、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。

（４）安全確保の実施方針

- ・定期点検や日常点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- ・劣化・変状が顕在化する前、または早期に把握して適切に対応します。また、損傷を発見した場合は速やかに対策を行います。
- ・非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）を検討します。
- ・廃止（利用停止）となっている公共施設や、今後利用する見込みのない施設は、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等を検討し、安全性の確保を図ります。

（５）耐震化の実施方針

- ・継続して保有する町有施設で必要なものは適宜耐震化を推進します。

（６）長寿命化の実施方針

- ・継続して保有する施設は、定期的な点検や修繕による「予防保全」に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を図ります。
- ・老朽化への適切な処置で耐久性を向上させ、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮するとともに、町民ニーズを考慮して機能性や安全性の向上に努めます。
- ・今後新たに策定する個別の長寿命化計画は、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

- ・地域ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・町民と共に、公共施設を大切に取り扱い、少しでも長く公共施設を利活用できるようにします。
- ・インフラ長寿命化計画策定を推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・施設の整備状況、利用状況、運営状況、維持コストの状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合や廃止、転用、民間活力の活用等を検討します。
- ・将来的には、広域連携についても検討します。
- ・公共施設の見直し基準は以下の通りとなります。

■公共施設の見直し基準

【廃止】

- ・民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。
- ・既に設置時点の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。
- ・施設が老朽化している。

【転用】

- ・民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。
- ・既に設置の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。
- ・施設が老朽化していないため、他の目的施設へ転用が可能で、かつ、他の目的施設の需要がある。

【統廃合】

- ・他に同様の目的を持った公共的施設が町内にあり、利用について集約できる可能性がある。

【民営化】

- ・行政が事業主体として運営に関与する必要がない。
- ・受益者負担等により採算性を確保できる見込みがある。
- ・同一分野において、既に民間市場が形成されている（民営化した方が効率が良い）。

【指定管理者制度の適用】

- ・行政が管理運営しなくても問題ない。
- ・民間の方がより効率的・効果的に管理運営できる。

【一部委託】

- ・行政が管理運営しなくても問題ない。
- ・事務等の一部について、民間の導入により効率的・効果的に管理運営できる。

【地域団体への移譲】

- ・既に地域団体へ業務委託、又は指定管理者制度による指定がされている施設で、その利用実態から実質地域団体等の施設となっている。

（８）ユニバーサルデザイン化の推進方針

・施設更新や改修の実施の場合は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮し、ユニバーサルデザイン²の視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境整備を推進します。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①住民との情報共有と協働体制の構築

財政課と施設所管課とにより、重要な施設の維持管理について協働する体制とします。

具体的には、担当課が施設を直接または指定管理者や外部委託者とともに管理するとともに、財政課と情報を共有し、必要な場合に、協力して維持管理にあたることとします。

また、他施設での効果的な取組等の情報は、他施設を所管する担当課にも共有し、全庁的な取り組みを推進します。さらに、全庁的な取組体制をより効果的なものとするため、施設管理に専門的な知見を有する職員を育成・確保するように努めます。

②個別施設計画の作成

前述の基本方針を踏まえ、施設類型（学校、道路等）の特性を踏まえた個別の施設整備実施計画（個別施設計画）については順次定めていきます。

なお、公共施設等についても、必要に応じて個別施設計画を策定するものとし、個別施設計画を策定していない公共施設のマネジメント推進にあたっては、原則として本方針に基づくものとします。

また、すでに長寿命化計画等を策定済みの公共施設等については、各計画に則ることを基本とし、本方針を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととします。

③施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストのバランスを図るとともに、ライフサイクルコスト（LCC）ベースでの長期保全・長寿命化といった視点から、施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、庁内横断的な取組が必要であり、それらの推進するための一元的な組織と固定資産台帳や施設カルテといったデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。

² バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

各項目における「方向性」は個別施設計画でそれぞれの施設に対して今後 10 年間の施設ごとの在り方を検討された内容となります。なお、「方向性」は各個別施設計画の整合を図るため、令和 12(2030)年度までの 10 年間のものとなります。

- 長寿命化：耐用年数を超えて使用できるように大規模改修を行う。
- 現状維持：改修等を行わず、現状のまま使用する。
- 改修：施設の修理を行う。
- 予防保全：日常点検や不具合報告などにより施設の老朽化に対して予め対策を行う。

（1）社会教育系施設

社会教育系施設は博物館等が 11 と図書館の 3 施設の合計で 14 施設があります。法定点検を定期的に行っているほか職員による目視点検を行っています。建築後 30 年以上経過している施設もあり老朽化が進んでいます。今後老朽化が進み施設の維持が難しくなった場合は施設の改修や長寿命化、統廃合等を検討していきます。

■中分類：博物館等

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	歌舞伎文化資料館	1988 (S63)	32 年	長寿命化
2	歌舞伎文化公園内施設	1997 (H9)	23 年	現状維持
3	森のふれあい館	2006 (H18)	14 年	現状維持
4	ふるさと会館	1994 (H6)	26 年	長寿命化
5	民族資料館	1996 (H8)	24 年	現状維持
6	市川手漉き和紙 夢工房	1990 (H2)	30 年	現状維持
7	市川三郷町立製紙試験場	1978 (S53)	42 年	改修
8	印章資料館（地場産業会館）	1990 (H2)	30 年	長寿命化
9	文化と武道の館	1990 (H2)	30 年	現状維持
10	大門碑林公園内施設	1994 (H6)	26 年	現状維持
11	花火資料館	1969 (S44)	51 年	現状維持

■中分類：図書館

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	町立図書館三珠分館	2002 (H14)	18 年	現状維持
2	町立図書館	2019 (R01)	1 年	長寿命化
3	町立図書館六郷分館	2004 (H16)	16 年	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年 ~ 令和 21 年	令和 6 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 町立製紙試験場設備改修事業
- 印章資料館設備改修事業
- 観光施設等整備事業（大門碑林公園、文化と武道の館、歌舞伎文化公園、花火資料館）

(2) 町民文化系施設

町民文化系施設は、各地域の集会所や公民館など 77 施設があります。

これらのほとんどが現在、地域の管理となっています。しかし、地域の人口減少や高齢化などにより、その管理が困難になっていることから、今後の管理方法について議論がされています。

また、一方では施設の老朽化が進み利用困難な施設もあることから、今後老朽化が進み施設の維持が難しくなった場合は施設の改修や統廃合等を検討していきます。

そのほかについては、住民の利用ニーズが高く安全確保ができていることから、定期的な点検と予防保全の考えに基づき、現状維持となります。

■中分類：集会施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	矢作ふれあいプラザ	2001 (H13)	19 年	現状維持
2	上野本村コミュニティーセンター	1999 (H11)	21 年	現状維持
3	上野桃林橋コミュニティー	1992 (H4)	28 年	現状維持
4	町屋集会所	1982 (S57)	38 年	現状維持
5	川浦集会所	1980 (S55)	40 年	現状維持
6	道林ふれあいプラザ	2005 (H17)	15 年	現状維持
7	上ノ原集会所	1980 (S55)	40 年	現状維持
8	北区集会所	1980 (S55)	40 年	現状維持
9	南区コミュニティーセンター	2005 (H17)	15 年	現状維持
10	大塚桃林橋集会所	1980 (S55)	40 年	現状維持
11	下芦川集会所	1982 (S57)	38 年	現状維持
12	三帳地域集会所	1982 (S57)	38 年	現状維持
13	下九一色生活改善センター	1980 (S55)	40 年	現状維持
14	高萩集会所	1998 (H10)	22 年	現状維持
15	垓集会所	1985 (S60)	35 年	現状維持
16	中山集会所（伝統工芸の館）	1982 (S57)	38 年	現状維持
17	上地区公民館	1993 (H5)	27 年	長寿命化
18	下地区公民館	1995 (H7)	25 年	長寿命化
19	八乙女自治公民館	2018 (H30)	2 年	現状維持
20	生涯学習センター・本館	2019 (H31)	1 年	長寿命化
21	上町自治公民館	1975 (S50)	45 年	現状維持
22	平塩自治公民館	1985 (S60)	35 年	現状維持
23	根の上自治公民館	1993 (H5)	27 年	現状維持
24	八幡自治公民館	2001 (H13)	19 年	現状維持
25	富士見自治公民館	2009 (H21)	11 年	現状維持
26	二ノ宮自治公民館	1988 (S63)	32 年	現状維持
27	下町自治公民館	1987 (S62)	33 年	現状維持

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
28	八丁目自治公民館	1977 (S52)	43 年	現状維持
29	小御崎自治公民館	1990 (H2)	30 年	現状維持
30	上中浦自治公民館	1990 (H2)	30 年	現状維持
31	南礮自治公民館	1988 (S63)	32 年	現状維持
32	宮本自治公民館	1986 (S61)	34 年	現状維持
33	高田地区公民館	1977 (S52)	43 年	建替
34	印沢自治公民館	1983 (S58)	37 年	現状維持
35	山保地区公民館	1987 (S62)	33 年	現状維持
36	帯那自治公民館	1977 (S52)	43 年	現状維持
37	芦久保自治公民館	1979 (S54)	41 年	現状維持
38	清水自治公民館	不明	不明	現状維持
39	近萩自治公民館	1975 (S50)	45 年	現状維持
40	藤田自治公民館	1978 (S53)	42 年	現状維持
41	四尾連自治公民館	1975 (S50)	45 年	現状維持
42	堀切自治公民館	1976 (S51)	44 年	現状維持
43	大同地区公民館	2013 (H25)	7 年	現状維持
44	田安自治公民館 (5 東・5 西)	1963 (S38)	57 年	現状維持
45	宮下自治公民館 (10 組)	1974 (S49)	46 年	現状維持
46	関外自治公民館 (11 組)	1968 (S43)	52 年	現状維持
47	入自治公民館	1969 (S44)	51 年	現状維持
48	13 東組自治公民館 (13 東・西)	1991 (H3)	29 年	現状維持
49	大木自治公民館	1990 (H2)	30 年	現状維持
50	法師倉自治公民館	1980 (S55)	40 年	現状維持
51	下大鳥居自治公民館	1981 (S56)	39 年	現状維持
52	下大鳥居自治公民館別館	1984 (S59)	36 年	現状維持
53	宮沢自治公民館 (17 組)	1991 (H3)	29 年	現状維持
54	仲村自治公民館 (18 組)	不明	不明	現状維持
55	20 組自治公民館 (別所・沖村)	1977 (S52)	43 年	現状維持
56	原公民館	1993 (H5)	26 年	現状維持
57	上手方ふれあいプラザ	2001 (H13)	19 年	現状維持
58	細田公民館	1995 (H7)	25 年	現状維持
59	文京交流センター	2004 (H16)	16 年	現状維持
60	上仲公民館	2002 (H14)	18 年	現状維持
61	駅前ふれあいプラザ	1941 (S16)	79 年	現状維持
62	下宿公民館	1991 (H3)	29 年	現状維持
63	西河原地域交流センター	2006 (H18)	14 年	現状維持
64	市川三郷町民会館	1977 (S52)	43 年	現状維持

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
65	落居 1・2 区公民館	1999 (H11)	21 年	現状維持
66	落居 3・4 区公民館	1984 (S59)	26 年	現状維持
67	落居 5・6 区ふれあいプラザ	2004 (H16)	16 年	現状維持
68	網倉公民館	1991 (H3)	29 年	現状維持
69	楠甫公民館	1980 (S55)	40 年	現状維持
70	宮原公民館	1991 (H3)	29 年	現状維持
71	葛籠沢公民館	1998 (H10)	22 年	現状維持
72	鴨狩公民館	1980 (S55)	40 年	現状維持
73	五八公民館	1957 (S32)	63 年	現状維持
74	岩下公民館	1957 (S32)	63 年	現状維持

■中分類：その他集会施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
75	市川三郷町ふるさと交流センター	1995 (H7)	25 年	現状維持
76	保泉自治公民館	1978 (S53)	42 年	現状維持
77	陶芸会館	1965 (S40)	55 年	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年
社会教育・社会体育施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 27 年	令和 6 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 高田地区公民館改築事業
- 新自治公民館整備事業

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、本町における体育施設（12 施設）及びレクリエーション施設（1 施設）の 13 施設となります。

個別施設計画に基づく劣化度調査においては、体育施設の中ですでに劣化が著しく進んでいると判定されている施設があります（落居体育館）。

レクリエーション施設でみたまの湯・のっぴいの館については利用ニーズが高いことから今後長寿命化を行う予定です。

個別施設ごとの今後の方向性を基に、行政運営上、将来にわたって必要と判断する施設について、財政状況を考慮しながら、施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。また、必要に応じて住民や議会等とも合意形成を得て方針決定を行い、計画的に予算を確保し、施設のマネジメントを進めます。

■中分類：体育施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	町民上野プール（管理棟）	1967（S42）	53 年	改修
2	三珠農村広場（管理棟）	1990（H2）	30 年	現状維持
3	町民大塚体育館	1978（S53）	42 年	長寿命化
4	町民大塚プール（管理棟）	1972（S47）	48 年	現状維持
5	生涯学習センター体育館	2019（H31）	1 年	現状維持
6	市川大門総合グラウンドトイレ	1997（H9）	23 年	現状維持
7	市川大門農村広場トイレ	1993（H5）	27 年	現状維持
8	武道館	1979（S54）	41 年	長寿命化
9	富士見スポーツ公園野球場トイレ	1981（S56）	39 年	現状維持
10	落居体育館	1982（S57）	38 年	現状維持
11	山宮スポーツ広場トイレ	不明	不明	現状維持
12	葛籠沢スポーツ広場トイレ	不明	不明	現状維持

■中分類：レクリエーション・観光施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	みたまの湯・のっぴいの館	2004（H16）	16 年	長寿命化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年
社会教育・社会体育施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 27 年	令和 6 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 社会体育施設夜間照明設備 L E D 化工事
- 町民上野プール本体改修工事
- 体験型観光滞在施設整備事業
- 観光滞在施設整備事業
- みたまの湯・のっぴいの館整備事業（温泉ポンプ改修、施設整備等）

（４）学校教育系施設

学校教育系施設は、小学校 6 校、中学校 4 校のほかに教員住宅が 1、給食センターが 3 施設となります。

文部科学省の指針に基づく、学校教育施設の大規模改修の周期は 20 年、長寿命化改修の周期は 40 年と設定されています。この指針に基づき、令和元年度に「市川三郷町学校施設長寿命化計画」を作成したところです。

今後は「市川三郷町学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の維持管理等を進めます。

給食センターも上記長寿命化計画に基づき、管理が行われるところですが、今後、児童・生徒数の減少が見込まれており、供給食数の減少が見込まれます。そのため、給食センターの統廃合の検討を行っています。

■中分類：学校

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	上野小学校普通教室棟 等	1971 (S46)	49 年	予防保全
2	上野小学校屋内運動場	1980 (S55)	40 年	予防保全
3	大塚小学校普通教室棟 等	1966 (S41)	54 年	予防保全
4	市川小学校校舎 等	1969 (S44)	51 年	一部改築
5	市川小学校屋内運動場	1970 (S45)	50 年	予防保全
6	市川東小学校校舎 等	1990 (H2)	30 年	予防保全
7	市川東小学校屋内運動場	1991 (H3)	29 年	予防保全
8	市川南小学校校舎 等	1984 (S59)	36 年	予防保全
9	市川南小学校屋内運動場	1985 (S60)	35 年	予防保全
10	六郷小学校普通教室棟 等	1979 (S54)	41 年	予防保全
11	六郷小学校屋内運動場	1982 (S57)	38 年	予防保全
12	三珠中学校普通教室棟 等	1983 (S58)	37 年	予防保全
13	三珠中学校屋内運動場	1985 (S60)	35 年	予防保全
14	市川中学校校舎 等	1978 (S53)	42 年	予防保全
15	市川中学校屋内運動場	1980 (S55)	40 年	予防保全
16	市川南中学校校舎 等	1984 (S59)	36 年	予防保全
17	六郷中学校普通教室棟 等	1971 (S46)	49 年	長寿命化
18	六郷中学校屋内運動場	1999 (H11)	21 年	予防保全

■中分類：教員住宅

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	山保教員住宅	1976 (S51)	44 年	予防保全

■中分類：給食センター

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	三珠学校給食センター	1999 (H11)	21 年	統廃合等
2	六郷学校給食センター	1980 (S55)	40 年	統廃合等
3	市川大門学校給食センター	1991 (H3)	29 年	統廃合等

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年
市川三郷町学校施設長寿命化計画	令和元年度	令和元年～令和 27 年	令和 5 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 市川小学校屋内運動場改築事業
- 市川中学校など屋内運動場照明器具交換事業
- 小中学校施設修繕事業

(5) 子育て支援施設

子育て支援施設は、本町で設置運営する保育所が5か所、学童保育施設などが4か所となっています。

今後は「市川三郷町 町立保育所長寿命化計画」の基本方針である、「耐用年数の延長」「費用の縮減・工期の短縮」「保育環境の確保」に基づき、計画的な長寿命化改修により工事費を削減すると共に、各年度の工事費の平準化を図ること、ユニバーサルデザインの推進、災害時の安全性を高めることを目指します。

■中分類：幼稚園・保育園・子ども園

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	三珠保育所	1995 (H7)	25 年	長寿命化
2	大塚保育所	2002 (H14)	18 年	長寿命化
3	市川富士見保育所	2018 (H30)	2 年	予防保全
4	山保へき地保育所	1990 (H2)	30 年	長寿命化
5	市川南保育所	1979 (S54)	41 年	長寿命化

■中分類：その他子育て支援施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	みたま児童館	2002 (H14)	18 年	長寿命化
2	子ども館優友学童クラブ	1976 (S51)	44 年	現状維持
3	市川大門児童館	2017 (H29)	3 年	長寿命化
4	総合子どもセンター	1979 (S54)	41 年	長寿命化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和2年度	令和2年～令和21年	令和6年
市川三郷町 町立保育所長寿命化計画	令和2年度	令和2年～令和11年	令和11年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

○学童保育施設整備事業

(6) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、高齢者福祉施設が 3 施設、障がい者福祉施設が 1 施設、保健衛生施設が 2 施設、健康増進施設が 2 施設となっています。

町民健康管理センターさらには市川三郷町高齢者生産活動施設については、比較的築年も新しく、適切な修繕による維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

今後は各計画に基づき、予防保全を柱に施設管理を行うとともに、安心・安全に施設運営を行います。

■中分類：高齢者福祉施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	三珠総合福祉センター	1975 (S50)	45 年	現状維持
2	市川三郷町高齢者生産活動施設	1994 (H6)	26 年	長寿命化
3	高齢者生きがい活動支援通所事業所	2000 (H12)	20 年	長寿命化

■中分類：障がい者福祉施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	三珠心身障害者作業所たんぼぼの家	1998 (H10)	22 年	予防保全

■中分類：保健衛生施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	六郷ふれあいセンター	1998 (H10)	22 年	長寿命化
2	町民健康管理センター	1991 (H3)	29 年	長寿命化

■中分類：健康増進施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	ニードスポーツセンター	2005 (H17)	15 年	長寿命化
2	六郷の里つむぎの湯・いきいきセンター	2003 (H15)	17 年	長寿命化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 健康管理センター事業
- 保健センター施設整備事業

(7) 医療施設

医療施設は、市川三郷町営国民健康保険診療所となります。現状では、予防保全を前提とした管理を行うこととなっています。

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	市川三郷町営国民健康保険診療所	1997 (H9)	24 年	予防保全

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年 ~ 令和 21 年	令和 6 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 町営国民健康保険診療所施設・医療機器等整備事業（施設改修）

(8) 行政系施設

行政系施設は、役場本庁舎・分庁舎（3か所）、消防団詰所（倉庫など含む）などの消防施設、防災備蓄倉庫（各地区）があります。

庁舎は、備蓄機能や避難所機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければなりません。役場庁舎のうち三珠庁舎は間もなく、建築後40年を迎えます。今後の老朽化が進み防災拠点としての機能に支障が出る場合は統廃合の対象としての検討が進められます。

消防団詰所については、一部老朽化が進んでいるものの機能として問題がないので現状維持とします。防災備蓄倉庫については、平成18年度以降に整備された施設が多く、老朽化はあまり進んでいません。このため、予防保全を前提とした管理を進めます。

■中分類：庁舎等

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	三珠庁舎	1981（S56）	39年	現状維持
2	本庁舎	2002（H14）	18年	長寿命化
3	六郷庁舎	1989（S64）	31年	長寿命化

■中分類：消防施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	第01分団 詰所など	1991（H3）	29年	現状維持
2	第02分団 詰所など	2014（H26）	6年	現状維持
3	第03分団 詰所など	1978（S53）	42年	現状維持
4	第04分団 詰所など	2010（H22）	10年	現状維持
5	第05分団 詰所など	1998（H10）	22年	現状維持
6	第06分団 詰所など	1995（H7）	25年	現状維持
7	第07分団 詰所など	2011（H23）	9年	現状維持
8	第08分団 詰所など	1993（H5）	27年	現状維持
9	第09分団 詰所など	1972（S47）	48年	現状維持
10	第10分団 詰所など	1982（S57）	38年	現状維持
11	第11分団 詰所など	2018（H30）	2年	現状維持
12	第12分団 詰所など	1990（H2）	30年	現状維持

■中分類：その他防災施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	防災備蓄倉庫(上野 1)	2008（H20）	12年	現状維持
2	防災備蓄倉庫(上野 2)	2018（H30）	2年	現状維持
3	防災備蓄倉庫(道林)	2007（H19）	13年	現状維持
4	防災備蓄倉庫(大塚)	2010（H22）	10年	現状維持
5	防災備蓄倉庫(下芦川)	2014（H26）	6年	現状維持
6	防災備蓄倉庫(三帳)	2014（H26）	6年	現状維持
7	防災備蓄倉庫(高萩)	2009（H21）	11年	現状維持

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
8	防災備蓄倉庫(古宿)	2014 (H26)	6 年	現状維持
9	防災備蓄倉庫(垓)	2014 (H26)	6 年	現状維持
10	防災備蓄倉庫(中山)	2014 (H26)	6 年	現状維持
11	防災備蓄倉庫(畑熊)	2014 (H26)	6 年	現状維持
12	防災備蓄倉庫(高田)	2007 (H19)	13 年	現状維持
13	防災備蓄倉庫(平塩)	2017 (H29)	3 年	現状維持
14	防災備蓄倉庫(堀切)	2017 (H29)	3 年	現状維持
15	防災備蓄倉庫(本庁舎北)	2018 (H30)	2 年	現状維持
16	防災備蓄倉庫(近萩)	2018 (H30)	2 年	現状維持
17	防災備蓄倉庫(四尾連)	2018 (H30)	2 年	現状維持
18	防災備蓄倉庫(藤田)	2018 (H30)	2 年	現状維持
19	防災備蓄倉庫(山保)	2006 (H18)	14 年	現状維持
20	防災備蓄倉庫(帯那)	2017 (H29)	3 年	現状維持
21	防災備蓄倉庫(芦久保)	2017 (H29)	3 年	現状維持
22	防災備蓄倉庫(黒沢)	2008 (H20)	12 年	現状維持
23	防災備蓄倉庫(大木)	2009 (H21)	11 年	現状維持
24	防災備蓄倉庫(法師倉)	2015 (H27)	5 年	現状維持
25	防災備蓄倉庫(下大鳥居)	2020 (R2)	0 年	現状維持
26	防災備蓄倉庫(宮沢)	2015 (H27)	5 年	現状維持
27	防災備蓄倉庫(別所)	2015 (H27)	5 年	現状維持
28	防災備蓄倉庫(沖村)	2015 (H27)	5 年	現状維持
29	防災備蓄倉庫(仲村)	2015 (H27)	5 年	現状維持
30	防災備蓄倉庫(岩間・六郷支所)	1976 (S51)	44 年	現状維持
31	防災備蓄倉庫(岩間・教育会館)	2010 (H22)	10 年	現状維持
32	防災備蓄倉庫(細田)	2015 (H27)	5 年	現状維持
33	防災備蓄倉庫(五八)	2019 (H31)	1 年	現状維持
34	防災備蓄倉庫(落居)	2008 (H20)	12 年	現状維持
35	防災備蓄倉庫(落居 5・6 区)	2016 (H28)	4 年	現状維持
36	防災備蓄倉庫(落居 7・8 区)	2016 (H28)	4 年	現状維持
37	防災備蓄倉庫(楠甫)	2009 (H21)	11 年	現状維持
38	防災備蓄倉庫(宮原)	2007 (H19)	13 年	現状維持
39	防災備蓄倉庫(鴨狩津向)	2014 (H26)	6 年	現状維持
40	防災備蓄倉庫(岩下)	2006 (H18)	14 年	現状維持
41	防災備蓄倉庫(寺所)	2019 (H31)	1 年	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年 ~ 令和 21 年	令和 6 年

(9) 公営住宅

今後も、今ある住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていきます。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。

しかし、一方では老朽化や人口減少により住宅入居者の減少や利用困難になっている施設があります。これらについては、解体予定となっています。

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	町営川浦団地	1967 (S42)	53 年	解体予定
2	町営富士見住宅	2005 (H17)	15 年	予防保全
3	町有住宅市川団地	1972 (S47)	48 年	予防保全
4	町営富士見団地	1987 (S62)	33 年	予防保全
5	定住促進住宅	2012 (H24)	8 年	現状維持
6	町営岩間住宅	2005 (H17)	15 年	予防保全
7	町営落居団地	1980 (S55)	40 年	解体予定
8	町営宮原団地	1971 (S46)	49 年	解体予定

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年
市川三郷町公営住宅長寿命化計画	平成 24 年度	平成 25 年～令和 4 年	令和 4 年

(10) 公園

公園は公園内にある管理棟やトイレとなります。

基本的には現状の利用に対して問題がないことから現状維持を継続します。

ただし、利用に影響が出るような劣化や損傷となった場合は、改修や利用停止等を含め検討となります。

■中分類：都市公園

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	新町公園（神明公園）	1999（H11）	21 年	現状維持
2	富士見防災公園	1996（H8）	24 年	現状維持
3	市川公園	1979（S54）	41 年	現状維持

■中分類：その他公園

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	富士見ふれあいの森公園	1993（H5）	27 年	現状維持
2	桜の森公園	1993（H5）	27 年	現状維持
3	網倉農村広場	1979（S54）	41 年	現状維持
4	桜の里公園	不明	不明	現状維持
5	四尾連湖公衆トイレ	1994（H6）	26 年	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年

(11) 簡易水道施設

簡易水道は、簡易水道事業に供している浄水場等の建物となります。

もっとも古いもので建築後 40 年以上が経過しています。簡易水道事業の施設は老朽化が進んでおり、現在「市川三郷町水道ビジョン」により管理が行われているところですが、今後より詳細な更新等の計画が必要となっています。

■中分類：取水施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	第 3 水源取水所	1991 (H3)	29 年	現状維持
2	八之尻・入ポンプ場	1979 (S54)	41 年	現状維持
3	山保第 2 水源ポンプ室	1986 (S61)	34 年	現状維持
4	山保第 3 水源ポンプ室	1993 (H5)	27 年	現状維持

■中分類：浄水施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	町屋浄水場	1991 (H3)	29 年	現状維持
2	網倉浄水場	2002 (H14)	18 年	現状維持
3	岩下浄水場	2002 (H14)	18 年	現状維持
4	新四尾連浄水場	2011 (H23)	9 年	現状維持
5	旧四尾連浄水場	1986 (S61)	34 年	現状維持

■中分類：配水施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	上野配水池	1991 (H3)	29 年	現状維持
2	大塚配水池	1996 (H8)	24 年	現状維持

■中分類：送水施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	下河原送水ポンプ場	1986 (S61)	34 年	現状維持
2	楠甫送水ポンプ場	1979 (S54)	41 年	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町水道ビジョン	令和 2 年度	令和 3 年～令和 12 年	令和 12 年

◇今後予定される事業

※後段「インフラ施設の管理に関する基本方針内」に記載。

(12) 下水道・農業集落排水施設

下水道・農業集落排水施設は、下水道事業及び農業集落排水事業に供している処理場などの建物となります。

もっとも古いもので建築後 20 年が経過しています。現状では老朽化はあまり進んでいません。しかし、施設内部の設備などの老朽化が進み、機能低下のおそれがあります。今後は、公営企業法に基づいた経営情報を基に、ストックマネジメント等の計画整備が必要となっています。

■中分類：下水道施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	六郷浄化センター	1999 (H11)	21 年	現状維持

■中分類：農業集落排水施設

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	下芦川処理場	2001 (H13)	19 年	現状維持
2	藤田処理場	1999 (H11)	21 年	現状維持
3	中山処理場	2004 (H16)	16 年	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
なし			

◇今後予定される事業

※後段「インフラ施設の管理に関する基本方針内」に記載。

(13) 土地改良施設

土地改良施設は、町内にある排水機場が 6 施設及び揚水機場 4 施設となります。

山梨県をはじめとする各関連団体と連携しながら、施設の管理を進めます。

■中分類：排水機場

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	下大鳥居排水機場	1998 (H10)	22 年	予防保全
2	岩間排水機場	1988 (S63)	32 年	予防保全
3	高田排水機場	2017 (H29)	3 年	予防保全
4	上野排水機場	1983 (S58)	37 年	予防保全
5	大塚排水機場	1978 (S53)	42 年	予防保全
6	大同排水機場	1988 (S63)	32 年	予防保全

■中分類：揚水機場

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	黒沢開田揚水機場	2008 (H20)	12 年	予防保全
2	大正田揚水機場	1978 (S53)	42 年	予防保全
3	大塚揚水機場	1977 (S52)	43 年	予防保全
4	楠甫揚水機場	1961 (S36)	59 年	予防保全

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年

(14) その他

その他施設は、特産加工品施設及び町内各鉄道駅に隣接するトイレとなります。

基本は長寿命化を目指し管理を進める予定です。

番号	施設名称	取得年度	経過年数	方向性
1	特産品加工施設	1995 (H7)	25 年	予防保全
2	旧上仲公民館	不明	不明	現状維持
3	JR 甲斐上野駅トイレ	2004 (H16)	16 年	予防保全
4	JR 芦川駅トイレ	1998 (H10)	22 年	予防保全
5	鰍沢口駅前トイレ	2016 (H28)	4 年	予防保全
6	落居駅トイレ	2002 (H14)	18 年	予防保全
7	甲斐岩間駅トイレ	2002 (H14)	18 年	予防保全
8	市川本町駅トイレ	2006 (H18)	14 年	予防保全

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町公共施設個別計画	令和 2 年度	令和 2 年～令和 21 年	令和 6 年

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ施設については、各施設所管課において個別に定める長寿命化計画等により、維持管理、修繕、更新を進めていきます。

また、長寿命化等個別施設計画の策定がないものは今後長寿命化計画等の策定を検討します。

(1) 道路・トンネル

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

今後は、修繕の必要性とともに、路線特性や機能性・安全性等を考慮して修繕優先順位を定めた、個別施設計画の策定推進を行います。市川三郷町管理の町道に対して計画・修繕・調査・改善（PDCAサイクル）を定期的を実施し、マネジメントサイクルを定着させることを目的に以下の方針に沿って計画を進めます。

- 継続的なマネジメントサイクルの確立
- 効果的かつ効率的な舗装修繕の実現
- 継続的なモニタリングの実施

トンネルは、定期点検は平成26年7月の道路法改正により、すべての道路管理者が近接目視による定期点検を5年に1度行うことが義務付けられています。さらに定期点検を補完するため、日常点検と地震、台風等の災害時や、大きな交通事故等の際に行う臨時点検により、定期点検を補完し、トンネル・カルバートの状態を把握します。

補修の順序を計画するに際しては、トンネル・カルバートの重要度および損傷程度を総合的に判断し、健全性と重要性から判断します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町 トンネル・カルバート長寿命化修繕計画	令和元年度	令和2年～令和9年	令和10年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 町道大塚浅利線（大塚橋・道林踏切）道路改良事業
- 町道矢作川浦線道路改良事業
- 町道印沢片山線道路改良工事
- 町道岩間駅前原前線（押出踏切）道路改良事業
- 町道芦久保近萩線道路防災事業（落石対策）
- 町道八之尻南方線道路防災事業（落石対策）
- 町道鴨狩津向山岸線道路防災工事

(2) 橋梁

今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 27 年 10 月に策定、令和 2 年 3 月に改訂した「市川三郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の事後保全的な対応（損傷が大きくなってから行う修繕）から、予防的な対応（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、損傷の著しい橋梁、第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁、避難場所へのアクセス路線、重要路線などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
市川三郷町 橋梁長寿命化修繕計画	令和元年度	平成 29 年～令和 8 年	随時

(3) 簡易水道

下水道・簡易水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。市川三郷町は更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。

「市川三郷町水道ビジョン」を基に、耐震化及び更新を進めます。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
市川三郷町水道ビジョン	令和 2 年度	令和 3 年～令和 12 年	令和 12 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 老朽管布設替事業
- 簡易水道施設耐震補強事業
- 基幹管路整備事業
- 水道施設監視システム更新事業

（４）下水道・農業集落排水・戸別浄化槽

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

現在取り組んでいる地方公営企業会計への移行により、固定資産台帳や会計制度が構築次第、各種情報を整理して進めます。また、今後の経営指針となる、「経営戦略」を策定する予定です。

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 公共下水道事業（維持管理費）A = 108.6ha
- 公共下水道事業（維持管理費）処理場 1 ヶ所、管路施設 37.0km
- 農業集落排水事業（維持管理費）処理場 3 ヶ所、管路施設 5.5km
- 戸別浄化槽推進事業（維持管理費）107 件

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

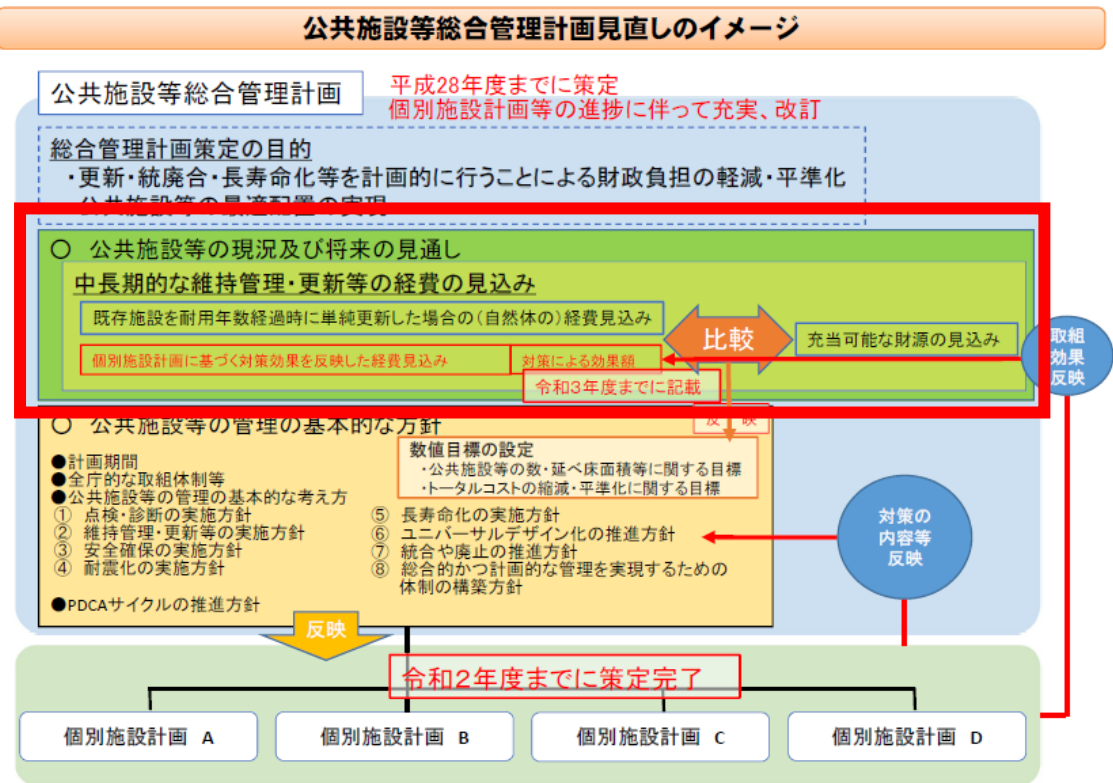
公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算定にあたっては、個別施設計画や各種計画との整合から令和12年(2030) 度までの10年間としています。

- A:単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み
B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み
C:対策による効果額（財政効果額）

財政効果額 C = 個別施設計画対策額 B - 単純更新費用 A

■公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



総務省 「公共施設等総合管理計画見直しに関する事」より抜粋

(1) 公共施設（建築物）

各種個別施設計画で各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行なっています。

令和 12(2030)年度までの今後 10 年間で必要となる更新費用の総額は約 95.7 億円（年平均：約 9.6 億円）、維持管理コストと合算すると費用の総額は約 169.6 億円（年平均：約 16.9 億円）の試算結果となっています。

本計画及び個別施設計画に基づく対策を行なった場合の費用は約 132.7 億円（維持管理コスト合算）となり、上記と比較すると今後 10 年間で約 40.0 億円の縮減が図れる見込みであることを示しています。

今後、施設の利用状況や老朽化状況に基づき、具体的な対策の優先順位を検討してコストの平準化を図り、町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していきます。

【A:単純更新適用費用】

（単位：百万円）

施設分類	更新費用	維持管理コスト	計
A 社会教育系施設	136	676	811
B 町民文化系施設	1,178	400	1,578
C スポーツ・レクリエーション施設	446	724	1,170
D 学校教育系施設	5,339	2,240	7,579
E 子育て支援施設	298	312	610
F 保健・福祉施設	271	1,446	1,717
G 病院施設	24	629	653
H 行政系施設	534	528	1,062
I 町営住宅	219	193	412
J 公園	21	35	55
K 簡易水道施設	83	0	83
L 下水道施設	0	339	339
M 土地改良施設	1,011	171	1,182
N その他	9	13	22
合計	9,568	7,705	17,273

※更新費用は令和 12 年度までに耐用年数を迎える各施設の取得価額。

※維持管理コストは平成 29 年度～令和 2 年度までの実績額平均値×10 年。

※簡易水道施設は施設単体での維持管理コストの算出不能。

【B:個別施設計画の反映】

(単位:百万円)

施設分類	対策費用	維持管理コスト	計
A 社会教育系施設	968	676	1,643
B 町民文化系施設	997	400	1,398
C スポーツ・レクリエーション施設	658	724	1,382
D 学校教育系施設	1,410	2,240	3,650
E 子育て支援施設	526	312	838
F 保健・福祉施設	942	1,446	2,388
G 病院施設	74	629	703
H 行政系施設	0	528	528
I 町営住宅	0	181	181
J 公園	0	35	35
K 簡易水道施設	0	0	0
L 下水道施設	0	339	339
M 土地改良施設	0	171	171
N その他	0	13	13
合計	5,575	7,694	13,269

※対策費用の算定は個別施設計画内で算定された金額を利用。個別施設計画内に算定のないものは、総務省が提供している更新費用試算ソフト内にある単価を基に算出。

※譲渡、廃止、解体検討、統廃合検討は0円で計算

【C=B-A 対策の効果額】

(単位:百万円)

施設分類	更新費用	維持管理コスト	効果計
A 社会教育系施設	832	0	832
B 町民文化系施設	△181	0	△181
C スポーツ・レクリエーション施設	212	0	212
D 学校教育系施設	△3,929	0	△3,929
E 子育て支援施設	228	0	228
F 保健・福祉施設	671	0	671
G 病院施設	50	0	50
H 行政系施設	△534	0	△534
I 町営住宅	△219	△12	△230
J 公園	△21	0	△21
K 簡易水道施設	△83	0	△83
L 下水道施設	0	0	0
M 土地改良施設	△1,011	0	△1,011
N その他	△9	0	△9
合計	△3,992	△12	△4,004

(2) 道路・トンネル

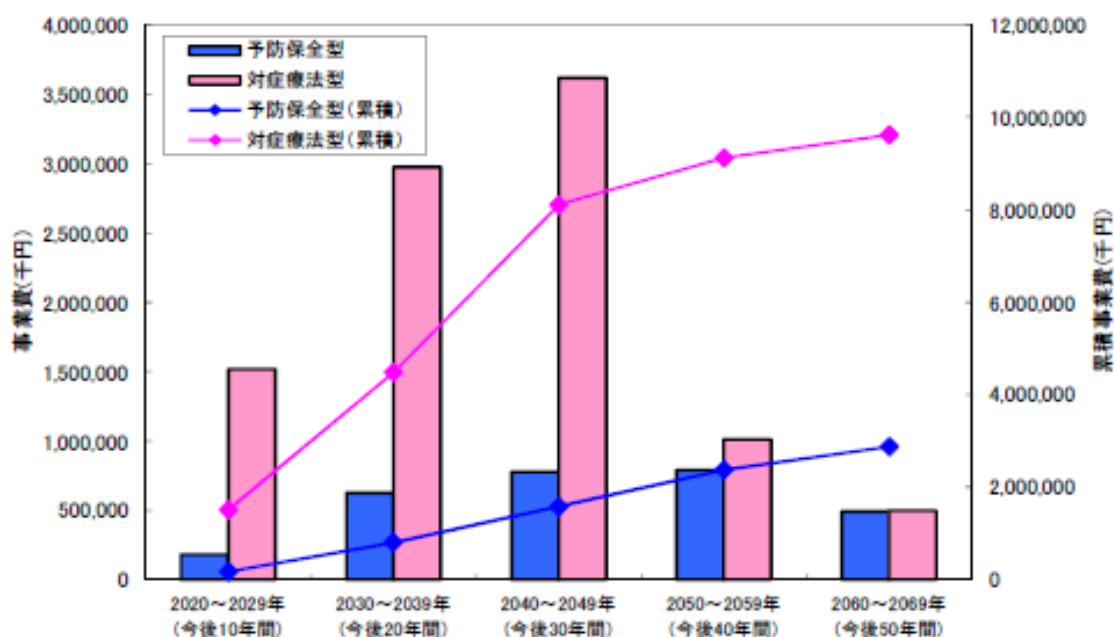
道路は今後個別施設計画の策定推進を進めるところですが、これまでも補修及び改良を複数回行っており、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

トンネルは「市川三郷町 トンネル・カルバート長寿命化修繕計画」に基づき、今後の維持管理等を進めるところですが、今後の維持管理経費の試算のみとなっているため、財政効果額は算定外となります。

(3) 橋梁

「市川三郷町 橋梁長寿命化修繕計画」においては計画内で管理する 209 橋について、今後 50 年間の事業費を比較すると、従来の対症療法型が 96 億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が 26 億円となり、コスト縮減効果は 70 億円となることが予測されています。

■長寿命化修繕計画による効果



「市川三郷町 橋梁長寿命化修繕計画」より抜粋

(4) 簡易水道

水道は「市川三郷町水道ビジョン」の推進を進めるところですが、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

(5) 下水道・農業集落排水・戸別浄化槽

今後、ストックマネジメントなどを含めた経営戦略や個別施設計画の策定予定となるため、財政効果額は算定外となります。

（６）本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

本計画及び各種個別施設計画による財政効果は約 54.0 億円と推計されます。

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	△ 3,992	△ 12	△ 4,004
2 道路・トンネル	※ 2	※ 2	-
3 橋梁	※ 1	※ 1	△ 1,400
4 簡易水道	※ 2	※ 2	-
5 下水道・集落排水・浄化槽	※ 1	※ 1	
合計	△ 3,992	△ 12	△ 5,404

※1:ライフサイクルコストとしての計算となるため、更新費用及び維持管理コストは合算額

※2:財政効果が個別施設計画において未算定

※3:今後、長寿命化計画等の策定予定のため、未算定。

計画対策に必要な財源については、過疎地域持続的発展計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

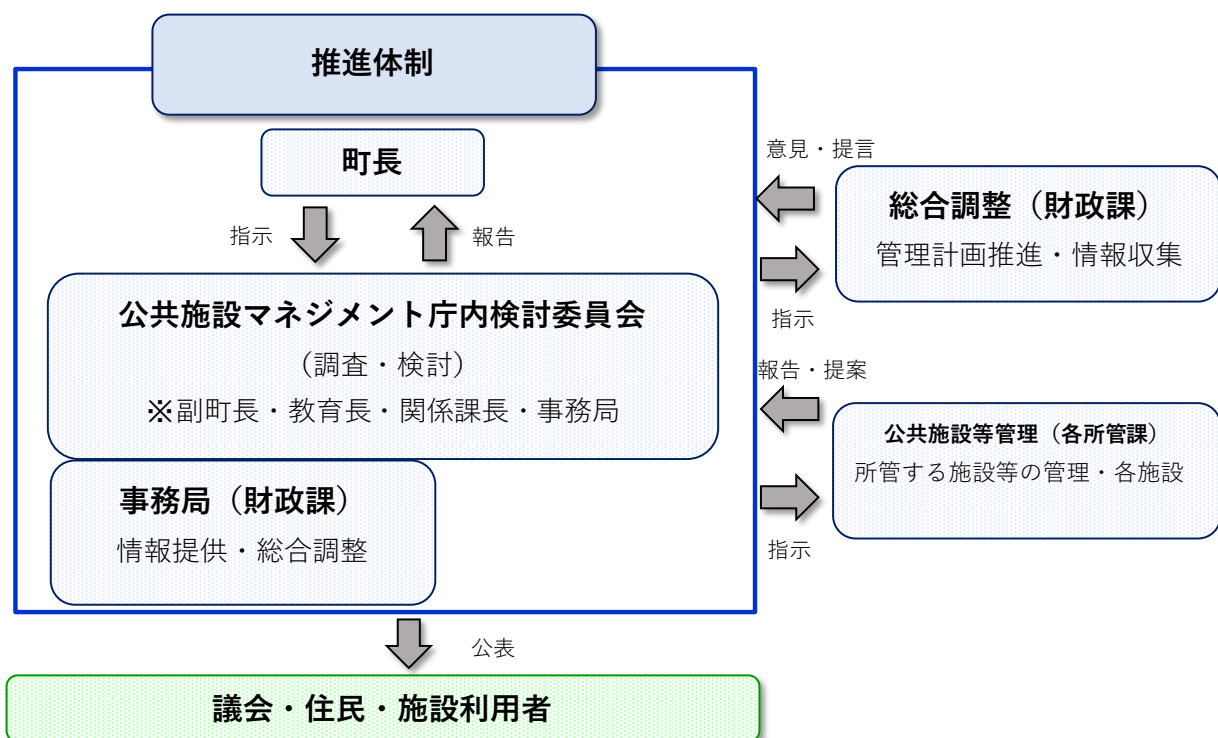
しかしながら今後の財政状況を考慮すると、計画の推進は難しいものとなります。したがって今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに計画の進捗をモニタリングしながら、計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。



公共施設マネジメントの実行体制

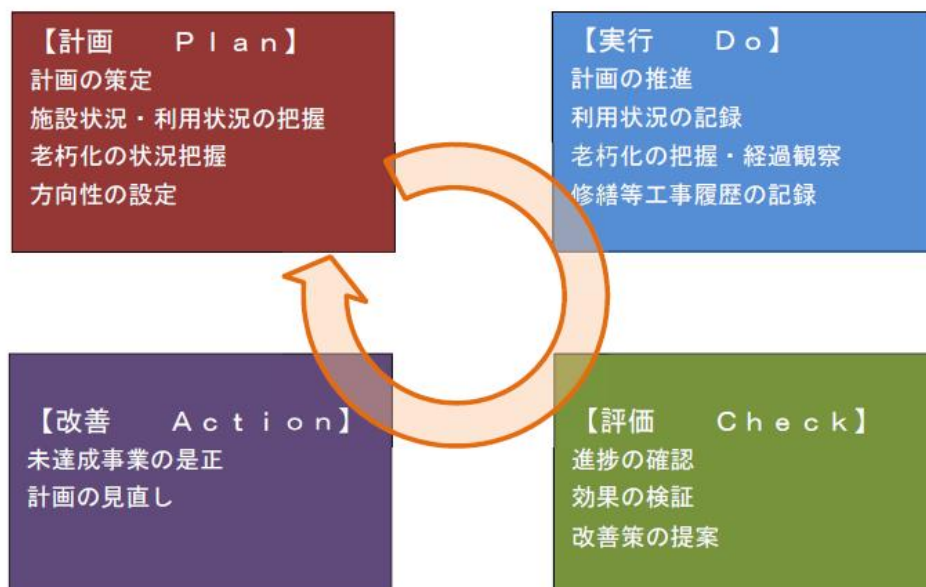
1. 推進体制

本計画については、各公共施設の担当課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化 など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメント庁内検討委員会」で協議のうえ推進します。また、進捗状況については、議会などで報告、協議、審議のうえ推進します。



2. フォローアップ

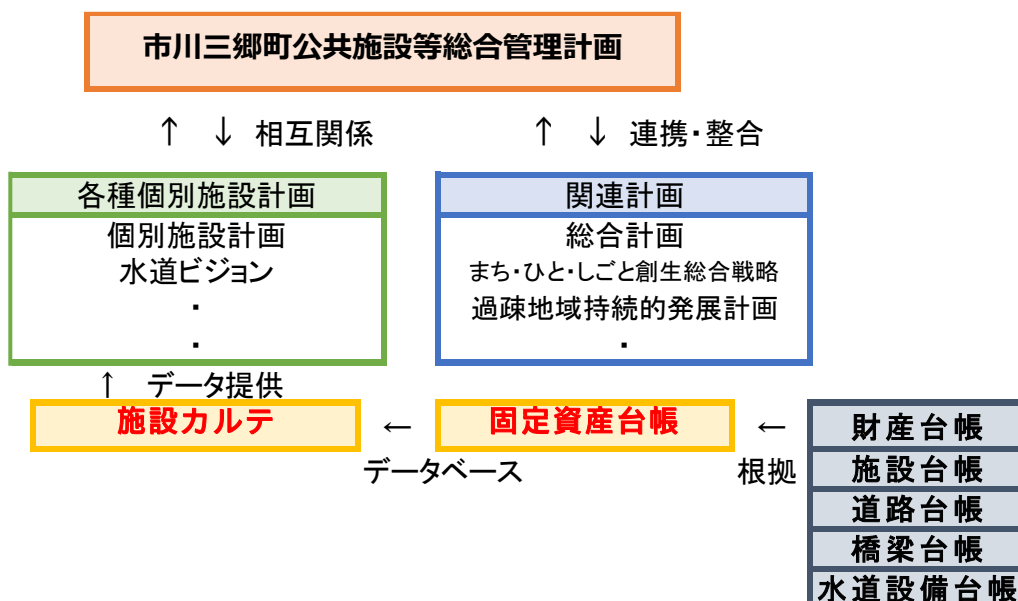
本計画の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で定期的に行うものとします。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政課との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。



附則（改訂の履歴）

令和 4 年 3 月 全面改訂



市川三郷町 公共施設等総合管理計画

令和4年3月

発行：市川三郷町 財政課

住所：〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

TEL：055-272-1101（代表）

FAX：055-272-2525